

大黒屋本社ビル建設に関わって

大黒屋本社ビル建設に伴い、中央街区組合が「五億円の差損を被った」と朝日監査法人から指摘を受けた問題についても、慎重に調査を進めてきましたが、大黒屋社長であり、準備組合の理事長であり、中央街区組合副理事長である林泰史氏に対して「物件の取引価格などに関与していたのではないかと証言を求めましたが「私は関与していない、デベやコンサルに任せていた。」という証言を繰り返してきました。ところが、百条委員会が「まとめ」に入った六月二十四日と二十八日に「証言の修正とお詫び」が文書で行われました。

(林泰史氏の偽証罪について)

この点では、偽証罪の可能性が指摘をされ、偽証罪の可能性について当委員会では、委員会での発言議事録、その他客観的事実や弁護士からの参考意見も含めて慎重に論議をしてきました。

特に、林氏から「発言の修正とお詫び」に関する文書による陳述もありましたが、証言の事実と「発言の修正部分」に食い

違いがあり、「問題箇所の修正に当たらない」とする弁護士見解も出され、結果としては、林泰史氏の告発については、告発すべきとする意見が多数となり、委員会としては「告発をする」という結論に達しました。

【証人の告発の決定】

氏名 林 泰史氏

代替地幹旋の価格決定の過程において、五月二十三日開催の百条委員会において、(株)大黒屋代替地及び(株)大黒屋土地建物(旧ベルモード)の価額決定については、関与していないとの証言が事実と反するため、虚偽の証言等があったとして告発することに決定しました。

告発状の提出

特別委員会では議長に対して「告発をすべき」と委員会報告を行い、結果として議会多数で告発することが決められ、資料などの整理後、八月十日に検察庁津山支部に対して、津山市議会議長の名で告発を行いました。

組合内部の協議とデベロッパーや コンサルタントの役割

中央街区組合が行った行為である、資金不足の原因を作った、地区外物件の購入や過大補償費の在り方を誰が決定したのかを調査し、関係者全員に証言を求めましたが、この点には「黙して語らず」の状態が続いています。この点は「証言拒否」という可能性もありますが、証言拒否の場合は「不特定多数・氏名不詳」での「証言拒否罪」としての告発もできないということであり、やむをえず「調査ができない」という結論です。

ただ、地区外の物件にもありますが、全体として「公になったら、事業推進に支障がおこるので、具体的なことは相談をしない」という方針の下、池・林の両氏の指示で、相談役としてのデベやコンサルの判断もあり、事務局が動いていたということがほぼ事実とされます。特に、準備組合の林泰史理事長の果たしていた役割は大きかったと推測できることを指摘しておきます。